HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	経営者の倒産責任に関する日仏比較研究 ： 再建型倒産手続の実効性向上を目指して［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	張, 子弦
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第12929号
Issue Date	2017-12-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/68125
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	ZIXIAN_ZHANG_abstract.pdf, 論文内容の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

博士（法学）　張 子弦

学 位 論 文 題 目

経営者の倒産責任に関する日仏比較研究

—再建型倒産手続の実効性向上を目指して—

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

本稿は、日仏法における経営者倒産責任について、再建型倒産手続の魅力と効率性の向上という視角から、比較法的に考察を行ってきた。

この問題に関して、序章では、まず、本稿の問題意識を確認し、研究対象とする経営者の倒産責任とは何かを定義した。次いで、フランス法の近時の改正動向を簡単に紹介した上で、新たな再建型倒産手続の創設および倒産手続全体の実効性を改善させるために行った経営者倒産責任の再編成という 2005 年の法改正が、一定の成果を収めたことを明らかにした。この改正は、日本法の経営者倒産責任の再構築に参考となりうるものであることから、このようなフランス法の改正の背景と趣旨を究明するために、五章に分けて検討してきた。

第一章では、フランス法の制度を、歴史的沿革も踏まえて詳しく検討した。まず、第一節では、経済社会の変遷に従ってフランス倒産法およびその経営者倒産責任の立法の変遷を明らかにした。また、第二節では、学説上の分類にしたがい、経営者の倒産責任を財産上の責任、職務上の責任及び刑事責任に分けて、経営者倒産責任制度の全体構造およびその実務上の運用基準などを紹介した。結論として、フランスでは、再建型の企業救済手続に関して、経営者に対する様々な倒産責任追及を禁止する改正および経営者保証人に対するさらなる優遇措置が注目に値するものであることを明らかにした。また、裁判上の清算手続（清算型）においては、再建型とは異なり、経営者の財産上、職務上および刑事上の責任が維持されている。このような制度設計は、所謂、飴と鞭〔carrot and stick〕という政策の法的実現であり、参考に値する。

第二章第一節では、積極財産不足に関するフランス法の理論とその新たな発展を検討した。とくに倒産法の分野で、債権者の一般担保権の意義、債権者の集団的利益および会社訴権の個別行使に関する理論を究明した。また、第二節では、積極財産不足責任の制度に関して、それが特別責任として一般法上の責任と峻別されるという実体法・手続法それぞれの特別の取扱いを明らかにした。第三節では、主に、再建型倒産手続の実効性を改善する趣旨をめぐり、フランス商法典改正及び企業救済手続における責任の軽減・禁止の背景を検討した。倒産手続の効率性改善を提唱している国際的な潮流の中にフランス法の倒産手続改革も位置づけられることを明らかにした。

第三章では、倒産法に役員の責任査定手続が整備されているものの、経営者の倒産責任が特別責任として設けられていない日本法を検討した。まず第一節において、日本の倒産手続における経営者責任追及の実態を究明し、また第二節では、経営者倒産責任を再構築する基盤を探索するために、経営者倒産責任の実体法上の位置づけに関する学説を整理した。さらに、第三節においては経営者に課される非金銭的制裁について検討した。非金銭的制裁は、刑事制裁こそ詐欺破産罪として倒産法固有の条文を持っているが、フランスの職務上の責任に相当する各種の資格制限は、適用される法条文が倒産法の内外に散在していること、会社の倒産により経営者個人に資格制限が課されるわけではなく、経営者が個人として破産した場合に適用されるものであるが、経営者保証の一般化により、結局会社の倒産を原因とする経営者個人の資格制限が帰結されることを明らかにした。

第四章では、上記の内容を踏まえて、日仏比較研究を行った。まず、フランスの経営者倒産責任制度は、日本法の倒産手続における役員責任査定制度と同様の制度趣旨を有している。財産上の倒産責任の要件など実体法上の構成からすると、日仏法における経営者倒産責任制度は非常に似通っているが、再建型手続と清算型手続とのそれぞれにおける経営者倒産責任の有無が最も大きな差異として指摘できるほか、損害賠償額の算定、損害賠償金の配当順位など手続上の取扱いは異なっている。この点から、破産手続における責任追及の効率性を高めるために、日本の経営者倒産責任を再検討する必要性と方向性を導くことができる。また、日本では、資格制限の制裁の存在が認められるとしても、そのほとんどが経営者個人の免責により復権することとなり、フランス法上の経営者の資格剥奪制度と比較して極めて緩やかである。この点は、日本法において経営者に対する資格制限の制裁が有効でないと評価することができる。その反面、経営者個人に破産手続が開始されるという一事のみにより、各種の資格制限が課され、そこに経営者の経営上の過失の有無が問われないということは、制度自体の合理性が疑われるところである。また、詐欺破産罪に関しては、フラン

ス法では企業救済手続の中で適用されないが、日本法には詐欺再生罪として破産の場合と同様の刑罰が再生手続の中で適用されていることも指摘される。

第五章では、主に再建型法的倒産手続の利用促進を目的として、日本法における経営者の倒産責任の在り方を検討した。まず第一節では、具体的な解釈方法として、財産上の責任については、倒産手続の目的に即して民事再生手続と破産手続を分けて経営者倒産責任を解釈すべきであることを主張した。その上で、第二節では、経営者の財産上の倒産責任について、再生手続においてはその実体法上の要件を制限的に解釈すべきであるが、破産手続においては、債権者の利益保護を重視するために、管財人がより容易に責任を追及できる制度設計が必要であるという結論に至った。また第三節では、自然人たる経営者の経済的再生の機会を保障するために、経営者の主観状態により資格制限の範囲、制裁期間などを決めることを提唱した。

以上のように、本稿では、フランス法を参考しつつ、日本法における経営者倒産責任を再構築する方向性を提唱した。